

# 平成19年11月定例県議会付議案

議案第 1号 平成19年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 6号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について（職員課）

平成19年6月定例県議会で改正した本条例について、この度、日本年金機構法が制定されたことに伴い、本条例の施行日を日本年金機構法の施行の日（現行：平成22年4月1日）とするものである。

（平成19年6月定例県議会での改正概要）

- ・船員保険法により制度化されていた失業等に関する給付制度が雇用保険法に統合されることに伴う規定の整備
- ・施行日：平成22年4月1日

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

（行政経営推進課）

平成19年度限りで効力を失う本条例について、引き続き、鳥取県が資本金等の2分の1以上を出資している法人等の運営の透明性を確保するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・平成22年度末を目途に、実施状況等を踏まえ必要な措置を講ずる規定を追加

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、平成17年度から導入している森林環境保全税について、引き続き森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、税額（税率）の変更、適用期間の延長、税の用途拡大等の改正を行うものである。

（森林環境保全税の概要）

区 分		改正前	改正後
個 人	期 間	平成17年度から平成19年度までの各年度（3年間）	平成20年度から平成24年度までの各年度（5年間）
	税 率	300円	500円
法 人	期 間	平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度等（3年間）	平成20年4月1日から平成25年3月31日までに開始する事業年度等（5年間）
	税 率	法人県民税均等割税率の3%相当額	法人県民税均等割税率の5%相当額

- ・税の用途に、県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業を追加

[平成20年4月1日施行]

議案第 9号 鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について（指導管理課）

受益と負担の公平確保を図るため、これまで手数料を徴収していなかった各種手数料を新たに徴収するとともに、既存の手数料の額を見直す等、所要の改正を行うものである。

（手数料等の概要）

鳥取県手数料徴収条例の一部改正（くらしの安心推進課、農林総合技術研究院）  
設 定

事務の区分	手数料の額	
	単 位	金 額
計量証明に必要な知識経験を有する者の認定に係る試験の実施	1件につき	5,000円
牛の受精卵の雌雄判別に関する分析	1個につき	21,200円 (2個目以降は1個につき 5,500円)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（障害福祉課）

ア 設 定

診療明細書の交付 1通につき 420円

イ 引下げ

通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書のうち医師の記載が不要な証明書の交付  
1通につき 1,990円 1,050円  
(医師の記載が必要な証明書は、現行どおり1,990円)

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正（病院局総務課）

ア 設 定

診療明細書の交付 1通につき 420円

イ 引下げ

事務の区分	単 位	手数料の額	
		金 額	
		現 行	改正後
療養費支払証明書の交付 通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書のうち、医師の記載が不要な証明書の交付（医師の記載が必要な証明書は、現行どおり）	1通につき	1,995円	1,050円

[平成20年4月1日施行]

議案第 10号 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について（青少年・文教課）

平成19年度末限りで効力を失う本条例について、引き続き、青少年のための良好な社会環境の形成を図るため、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ・インターネット及び携帯電話の健全な利用環境の整備規定を改正
- ・青少年の健全な成長にとって有害なゲームソフト等の規制規定を追加
- ・深夜営業施設への立入り及び風俗営業等への従事の勧誘等の禁止規定を追加
- ・平成22年度末を目途に、実施状況等を踏まえ必要な措置を講ずる規定を追加 ほか

[平成20年4月1日施行]

議案第11号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（長寿社会課）

母来寮を民営化（平成20年4月）することに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

母来寮に係る規定を削る

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

職員を派遣することができる公益法人等に、母来寮の運営主体となる社会福祉法人鳥取県厚生事業団を追加

[平成20年4月1日施行]

議案第12号 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

平成19年12月末日限りで効力を失う本条例について、引き続き、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・ 条例手続の対象となる施設を、知事の設置許可を要する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設とする（定義を明確化）
- ・ 市町村の県への協力、意見の提出等の責務規定を削る
- ・ 条例手続終了前に、廃棄物処理施設設置又は処理業に係る許可申請をした場合は、不許可処分又は条件付きの許可とする
- ・ 平成22年12月末日を目途に、実施状況等を踏まえ必要な措置を講ずる規定を追加 ほか

[平成20年1月1日施行]

議案第13号 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について（警察本部会計課）

悪質・巧妙化する拡声機による暴騒音の取締りをより実効的に行い、地域の平穏を保持するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・ 音源から10m未満の地点で測定し、その音量を10mの地点における音量に換算する方法を導入
- ・ 警察署長による拡声機の使用停止命令の規定を新設
- ・ 警察官による移動命令の規定を新設
- ・ 上記の命令に違反した場合は、罰則（6月以下の懲役又は20万円以下の罰金）を適用する規定を追加

[平成20年2月1日施行]

議案第14号 財産を無償で貸し付けること（県職員片原宿舎）について（管財課）

貸付先：日本赤十字社鳥取県支部

貸付財産：普通財産

種類	所在地	数量
建物	鳥取市片原五丁目177番地	1戸（81.6㎡）

貸付期間：議決の日から平成23年7月15日まで

無償貸付理由：日本赤十字社鳥取県支部は、災害対策基本法及び国民保護法上の指定公共機関として指定されており、災害発生時等県民の救護・救援活動に必要な資機材・物品の備蓄が義務付けられている。

その活動は県と連携した災害救護活動及び人道的な救護業務であることから、備蓄倉庫として無償で貸し付けるものである。

議案第15号 財産を無償で貸し付けること(皆生養護学校敷地)について(教育環境課)

貸付先:米子市  
貸付財産:普通財産

種類	所在地	数量
土地	米子市新開一丁目1400番16号	241㎡

貸付期間:平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

無償貸付理由:市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第16号 財産の処分(母来寮)について(長寿社会課)

相手方:社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
処分財産:普通財産

種類	所在地	数量	処分予定価格
土地	東伯郡湯梨浜町大字上浅津 70番1ほか17筆	23,142.00㎡	166,000,000円
建物	東伯郡湯梨浜町大字上浅津 70番1ほか	4,678.90㎡	542,000,000円

処分理由:母来寮を民営化(平成20年4月)することに伴い、その土地及び建物を処分するものである。

議案第17号 損害賠償請求に係る訴えの提起について(公園自然課)

訴えの相手方:東京都墨田区 企業

訴えの要旨:県が訴えの相手方に発注した布勢総合運動公園内陸上競技場の全天候舗装材の全面改修工事(平成14~15年)について、現在、当該舗装材に浮き上がりが発生しているため、訴えの相手方に対して工事請負契約に基づく責任補償(無償修理)の履行を求めたが、その意思がなく、その結果県に損害が生じたので、訴えの相手方に対し損害賠償金163,721,250円の支払及び訴訟費用の負担を求めるものである。

議案第18号 電気使用量の管理に関する業務に伴う損害の賠償に係る和解について(教育環境課)

和解の相手方:広島市 企業

和解の要旨:和解の相手方は、損害賠償金528,053円を県に支払う。

和解の概要:県立鳥取西高等学校の電気使用量の管理に関する業務(デマンド管理業務)を受託している和解の相手方が、当該業務に要する装置を誤って設定したため、電気料金が過大となり、県に損害を与えた。県は和解の相手方に対し、過大となる電気料金を負担させることにより、本件損害の賠償について和解するものである。

議案第19号 鳥取県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する

規約を定める協議について(分権自治推進課)

鳥取県後期高齢者医療広域連合から、公平委員会の事務を鳥取県に委託する協議があったので、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第20号 当せん金付証券の発売について(財政課)

平成20年度宝くじ発売総額:55億円以内

(平成19年度宝くじ発売議決額:55億円以内)

議案第21号 平成18年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額			
歳入	376,375,977千円		
歳出	369,584,217千円	翌年度に繰り越すべき財源	1,871,368千円
差引	6,791,760千円	実質収支	4,920,392千円
各特別会計決算額総計			
歳入	75,750,239千円		
歳出	73,704,240千円		
差引	2,045,999千円		

議案第22号 職員の自己啓発等休業に関する条例の設定について（職員課）

地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業の制度を設けることができるようになったことにかんがみ、本県においても自己啓発等休業制度を導入するものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（職員課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を尊重し、職員の給与の改定を行うものである。

（給与改定の概要）

- ・ 給料表は据置き
- ・ 扶養手当額の改定
- ・ 期末手当支給月数の引下げ
- ・ 初任給の引上げ、高齢者層の昇給抑制

[公布日の属する月の翌月1日施行]  
[平成20年4月1日施行]

議案第24号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について（職員課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務の制度を設けることが可能となったことにかんがみ、本県においても育児短時間勤務制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

[平成20年4月1日施行]

# 報 告 事 項

## 報告第1号 平成18年度鳥取県継続費精算報告書について(財政課)

事業名	年度	精算額(円)
鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園改築事業費	15～18年度	2,143,030,575
総合療育センター改築事業費	15～18年度	2,942,890,230
鳥取警察署庁舎建設整備事業費	17～18年度	1,626,114,000
米子高等学校体育館整備費	17～18年度	343,087,500
高等学校冷房設備整備費	17～18年度	413,746,200
米子工業高等学校整備費	17～18年度	38,405,850
鳥取緑風高等学校校舎内部改修整備費	17～18年度	54,212,340

## 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年10月23日専決)(農政課)

和解の相手方：琴浦町 企業  
 和解の要旨：県は、損害賠償金1,281,271円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
 事故の概要：平成19年6月21日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、中央線を越えて走行したことにより反対車線を走行していた和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年10月25日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市 個人  
 和解の要旨：県は、損害賠償金180,618円(県過失9割)を和解の相手方に支払う。  
 事故の概要：平成19年5月20日、境港警察署の職員が、公務のため軽特種自動車(パトカー)を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方が所有する小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年10月26日専決)(文化課)

和解の相手方：国  
 和解の要旨：県は、損害賠償金78,159円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
 事故の概要：平成19年7月6日、文化課の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、運転操作を誤って和解の相手方が設置するガードレールに衝突し、同ガードレールを破損させたものである。

### (4) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

(平成19年11月2日専決)(職員課)

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例中引用している条項等の改正を行う。  
 (改正する条例)  
 ・職員 の 修学部分休業に関する条例  
 ・鳥取県税条例  
 ・鳥取県税条例の一部を改正する条例  
 ・貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例  
 ・鳥取県認定こども園に関する条例  
 ・鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例  
 ・拡声機による暴騒音の規制に関する条例  
 [学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(5) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(平成19年11月2日専決)(指導管理課、経済政策課)

貸金業の規制等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。  
[貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(6) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について(平成19年11月2日専決)(景観まちづくり課)

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[公布施行]

(7) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について(平成19年11月2日専決)(耕地課)

土地改良法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[公布施行]

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年11月2日専決)  
(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金14,120円(県過失1割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成19年7月17日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方が所有する小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年11月8日専決)  
(警察本部会計課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人  
乙 鳥取市 個人  
和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金163,662円(県過失10割)を和解の相手方甲に、人身損害に対する損害賠償金90,304円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う。  
事故の概要：平成19年7月14日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、前方で停止した和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に追突し、同車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

( 件 数 新規 20件 )